

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第87号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月13日 15時01分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港北東方沖 八戸市所在の鮫角灯台から真方位033° 12.5海里（M）付近 （概位 北緯40° 42.9′ 東経141° 43.4′）
事故等調査の経過	平成26年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{グローバル ヴァンガード} GLOBAL VANGUARD（パナマ共和国籍）、29,765トン 9363663（IMO番号）、GLOBAL SYMPHONY SA B 漁船 第三八代丸 ^{やしる} 、4.9トン AM3-36487（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（インド籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 航海士A（フィリピン共和国籍）、締約国資格受有者承認証 二等航海士（パナマ共和国発給） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部のブルワークに亀裂
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか19人が乗り組み、ニッケル鉱約47,000tを積載し、八戸港への入港待ちのために同港北東方沖で船首を南南西方に向けて漂泊中、単独で船橋当直を行っていた航海士Aが、左舷後方にB船を認め、汽笛を鳴らしたが、平成26年9月13日15時01分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、青森県三沢市三沢漁港の東方24M付近の漁場でいか釣り漁の操業を終え、同漁港へ向けて八戸港北東方沖を約11ノットの対地速力で自動操舵により西南西進中、船長Bが、操舵室で腰を掛けて見張りを行っていたところ、うとうとした状態となり、衝突直前にA船に気付き、クラッチを切ったが、B船とA船が衝突した。 A船及びB船は、それぞれ自力航行して八戸港及び三沢漁港に着岸した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好

	海象：海上 平穩
その他の事項	<p>B船は、本事故当日、04時50分ごろに三沢漁港を出港し、18時までに帰港する予定であった。</p> <p>船長Bは、連日の操業ではなかったが、若干、疲労を感じていた。</p> <p>甲板員Bは、操舵室後方の船員室で休息していた。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であり、本事故当時、B船が他のいか釣り漁船よりも先に帰航していたので、前方には他船がないものと思い、安心していった。</p> <p>船長Bは、レーダーを6Mレンジに設定していたが、接近警報機能はなく、レーダーではA船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、操舵室の窓を開けていたが、A船の汽笛を聞いていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、八戸港北東方沖で漂泊中、単独で船橋当直を行っていた航海士AがB船を認め、汽笛を吹鳴したものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、八戸港北東方沖を自動操舵で西南西進中、単独で操船に当たっていた船長Bが居眠りに陥ったことから、前路で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、船尾方から風を受けていた状況下、操舵室内で居眠りに陥ったことから、A船の汽笛に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、八戸港北東方沖において、A船が漂泊中、B船が自動操舵で西南西進中、単独で見張りを行っていた船長Bが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直中に眠気を感じた場合は、立ち上がって身体を動かすなどして眠気を払うこと。